

荒川区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年5月29日

荒川区長 滝口学

荒川区条例第21号

荒川区議会委員会条例の一部を改正する条例

荒川区議会委員会条例（昭和31年荒川区条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称及び所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務企画委員会 政策企画部、総務部、会計管理部、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>文教・子育て支援委員会（略）</p> <p>福祉・区民生活委員会（略）</p> <p><u>産業・まちづくり委員会</u> 環境清掃部、<u>産業経済部</u>及び防災都市づくり部に関する事項</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称及び所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務企画委員会 政策企画部、総務部、<u>産業経済部</u>、会計管理部、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>文教・子育て支援委員会（略）</p> <p>福祉・区民生活委員会（略）</p> <p><u>建設環境委員会</u> 環境清掃部及び防災都市づくり部に関する事項</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。